

附属文書

2016 年国民春闘における賃金要求について

1. 2016 年国民春闘における賃金要求の基本的な考え方

(1) 2016 年国民春闘方針で明らかにしたように、人々の暮らしの実態を踏まえれば、これまで以上に、すべての働く人々の大幅賃上げ・底上げが切実な課題となっている。それは日本経済の健全な再生のうえでも国民的な緊急課題である。

(2) 春闘アンケートを基礎にした生計費原則に基づく底上げ要求にくわえ、物価上昇など暮らしの悪化も考慮して、実質賃金を引き上げる積極的な賃上げ要求を掲げる。

(3) 同時に、すべての働く人々の賃金の底上げを特別に重視する。ブラック企業をなくし、雇用の安定を実現する課題とも結んで、非正規雇用労働者の賃金の底上げ、均等待遇原則に基づく格差是正を強く意識して要求を設定する。

2. 2016 年国民春闘における賃金要求の具体的な検討

(1) 結論＝賃金要求

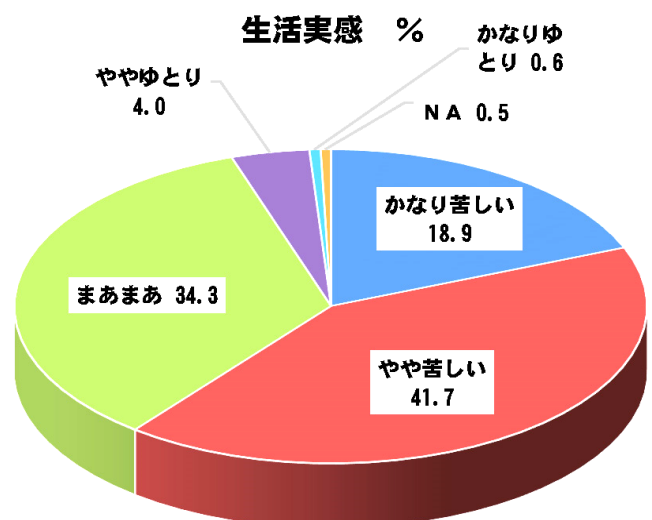
結論として、以下の 3 点を 2016 年国民春闘における統一要求に据えて、その獲得をめざす。その根拠は、以下の「(2)」以降で述べるとおりである。

- ①賃上げ要求 = 月額 20,000 円以上、時間額 150 円以上
- ②最低賃金要求 = 時間額 1,000 円以上、日額 8,000 円以上、月額 170,000 円以上
- ③底上げ要求 = すべての働く人々の底上げを実現し、時給 1,000 円未満の人をなくす

(2) 「①賃上げ要求」の根拠

1) 春闘アンケートの検討と従来からの底上げ要求について

i) 「働くみんなの要求アンケート」の第 2 次集計 (1 月 12 日現在) は、詳しくは別紙のとおりであるが、17 単産 16 地方 133,971 人分となっている。昨年同時期 (10 単産 102,313 人分) より、集約数が増えていること、とくに地方組織からこの時期に集約されたことは、春闘アンケート重視の方針の一定の反映と評価できる。ただし、目標数からすれば不十分な到達であり、いっそうのとりくみ強化が 2016 年国民春闘勝利の不可欠の課題となっている。



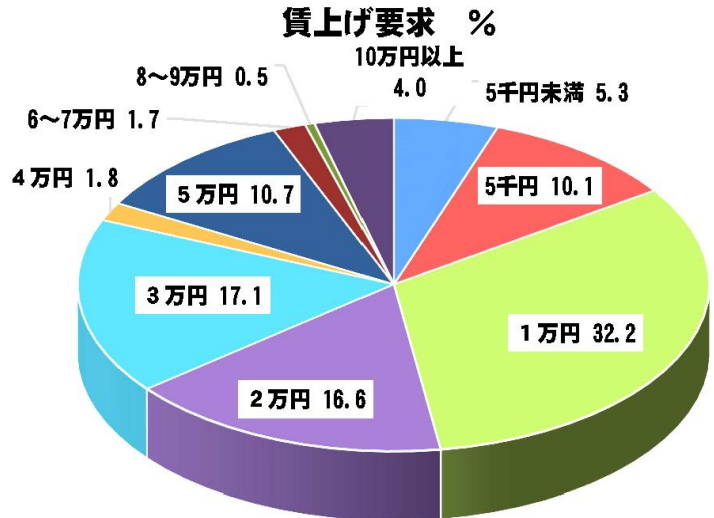
ii) 「生活実感」については、「①かなり苦しい」18.9%と「②やや苦しい」41.7%をあわせ

た「苦しい」が 60.6%と、6 割を超えており、生活の苦しさが強く示されている。

iii) 「賃上げ要求」については、最も多かったのが「1 万円」の 32.2%で、つづいて「3 万円」17.1%、「2 万円」16.6%、「5 万円」10.7%、「5 千円」10.1%などとなっている。

この結果、賃上げ要求の平均額は、23,900 円となった。また、「1 万円以上」が 84.5%を占めている。

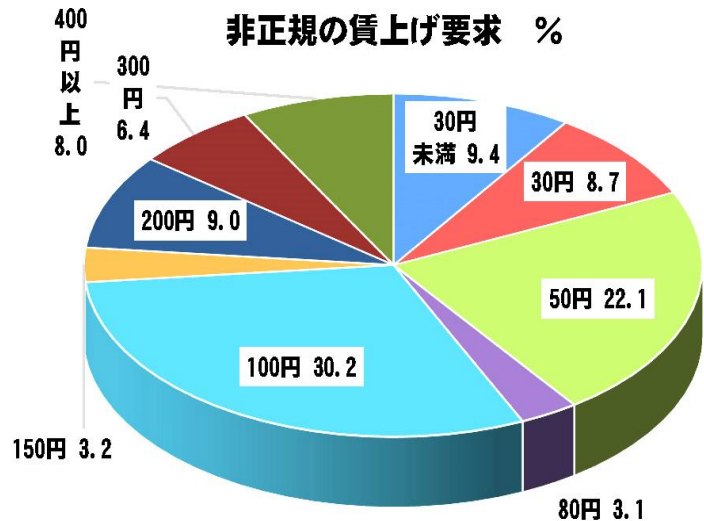
よって、従来からの「底上げ要求」については、2016 年国民春闘においても「1 万円以上」とすることが適当である。



iv) 非正規雇用労働者等の「現在の賃金 (時間額)」については、「800 円台」が最も多く 25.9%を占め、つづいて「700 円台」が 21.6%などとなっている。そして、「1,000 円以上」は 31.4%に止まっている。

v) 「非正規の賃上げ要求 (時間額)」については、最も多かったのが「100 円」の 30.2%で、つづいて「50 円」22.1%、「30 円未満」9.4%、「200 円」9.0%、「30 円」8.7%、「400 円以上」8.0%などとなっている。劣悪な賃金水準となっていることも反映し、かなりばらけている。

その結果、非正規の賃上げ要求の時間額の平均は 122 円となっており、「100 円以上」が 56.8%と過半数を占め、「50 円以上」が 82.0%を占めた。



よって、従来からの格差是正分等も加味して考えると、非正規の時間額の底上げ分については「100 円以上」とすることが適当である。

2) 物価上昇等による暮らし悪化等も加味した、具体的な賃上げ要求額について

i) 円安による物価高や消費税率 8%への増税などの影響で、2014 年の実質賃金は前年比-3.4%の大幅なマイナス (前出) となっている。一般労働者の平均賃金は 30 万円強 (下記注) だから、実質賃金低下分の影響は約 1 万円 (≒30 万×0.034) となる。

これに、前出の底上げ要求 1 万円以上をくわえて、2016 年国民春闘における「賃上げ要求額」は、「2 万円以上」とすることが適当である。

※一般労働者の所定内給与の平均額=305,088 円 (2014 年毎月勤労統計年報、事業所規模 5 人以上)

パートタイム労働者の所定内賃金の平均=月額 91,192 円、時間当たり 1,045 円 (所定内 87.3 時間)

ii) 同様に、時間額について実質賃金の低下分を計算すると、約36円(≒1,045×0.034)となる。よって、「非正規の賃上げ要求(時間額)」については、これに底上げ分等も加味して、「150円以上」とすることが適当である。

iii) なお、安倍政権の2年間では5%近いマイナス(前出)であり、これに定昇相当分を加味すると、少なくとも「7%近い賃上げが必要」ということになる。

所定内給与の平均は30万円強(前出)だから、「7%近い賃上げが必要」という側面からみても、「2万円以上・150円以上」という「賃上げ要求額」は妥当といえる。

別の側面からいえば、安倍政権から奪われた分を取り戻す要求だということである。

(2) 「②最低賃金要求」と「③底上げ要求」の根拠

i) 非正規雇用労働者の低賃金構造を打開し、均等待遇原則を基本に格差を是正し、人間らしく暮らせる賃金の実現が強く求められている。この間の最低生計費調査等の結果からは、全国どこでも月額22~3万円程度(時給換算で1,500円程度)の賃金が必要なことは明らかである。

全国一律最賃制の確立をはじめとした「社会的な賃金闘争」を総合的に強化し、人間らしく暮らせる賃金を求めるたたかいを総合的に強化する必要がある。

ii) ただし、現在の低賃金実態を踏まえ、組合員一人一人のエネルギーを引き出すたたかいの構築等を考慮すると、また、雇用戦略対話などの政労使合意等を踏まえても、「本来は時給1,500円以上が必要」という合意づくりをすすめつつ、2016年国民春闘にあたっては「時給1,000円未満をなくす」という底上げの旗を高く掲げる方が、運動的にもすすむと考えられる。

労働組合のある事業所で、雇用形態の違いにかかわらず、すべての労働者を視野にした最賃協定の改善・締結など、時給1,000円以上への底上げをはかるたたかいを強めるとともに、社会的にも時給1,000円未満の人をなくす具体的なたたかいを強力にすすめていく必要がある。

よって、以下のとおり、ダブル掛けの要求とすることが適当である。

最低賃金要求 = 時間額1,000円以上、日額8,000円以上、月額170,000円以上

底上げ要求 = すべての働く人々の底上げを実現し、時給1,000円未満の人をなくす

以上